

第2回 障がいのある人が住宅を借りて生活をする上での支援に向けた検討プロジェクトチーム会議録（要旨）

- 1 日時 平成25年2月14日（木） 午前10時30分から正午まで
- 2 場所 狛江市役所5階 502・503会議室
- 3 出席者 座長 土岐毅 副座長 三島瑞子
部会員 井上城治 竹中石根
事務局 福祉サービス支援室総合調整担当主査（平山剛）
福祉サービス支援室障がい者支援担当主事（九鬼統一郎）
- 4 欠席者 部会員 亀井義展 濱直人 米澤薫
- 5 資料 資料1 第1回住宅PT会議録
資料2 当事者が住宅を借りるため、借りた後に発生する課題
資料3 住宅PT開催予定表
追加資料 住宅PT中間答申の骨子（案）
- 6 議題
 - 1 前回PTの振り返り
 - 2 当事者が住宅を借りるため、借りた後に発生する課題について
 - 3 次回PT会議の予定について
- 7 議事
 1. 前回PTの振り返り〔資料1〕

住宅を借りる側と貸す側の視点から課題を整理した。
 2. 当事者が住宅を借りるため、借りた後に発生する課題について〔資料2〕

（座長）
世田谷区、川崎市、豊島区などで先進的な事例があるので、それを参考にまちづくりの視点から捉えていく必要がある。

（委員）
前回出た意見をもとに調査などをする必要もある。

（副座長）
まずは窓口で断られない、相談をすることができる、という場所を作ることが必要である。

（座長）
貸す側に対する理解を促進させることが必要である。障害の状況を入居当初に伝えずに、後で問題が発生することもある。そのため、個人情報の問題はあるが、具体的な障害の程度なども当事者は伝える必要がある。

また、障害の種別も様々であり、課題も異なる。そのため、窓口を作るときには、各々に合わせたものを作っていく必要がある。

基本的には自立できることを目的とした窓口でなくてはならないため、専門職が判断する必要がある。

(副座長)

自立の程度、障害の程度、支援の濃淡の組み合わせによって、借りられる可能性は変化する。そのため、不動産業者に対し、本人が自立できるということを認識してもらう必要がある。

(座長)

当事者が不動産業者を訪問したときに、そこで自立できるかどうかの判断はできないので、相談窓口における専門職が一定の判断基準（チェックシート）により、判断をする必要がある。

(座長)

資料2の貸す側②の項目については窓口であらかじめ聞き取っておくことで、クリアできる問題であるが、専門性が必要である。

(副座長)

不動産業者の立場から、障がいのある方が住居を借りるにはどのような形が望ましいと考えるか。

(委員)

何らかのメリットを提示することが必要である。

(座長)

大家等に対しても補助制度などがあることを説明し、理解してもらう必要がある。

(副座長)

事業者がアパート等を借り上げる場合は空室がなくなるため、メリットがあるのではないか。

(委員)

NPO法人の制度が確立したことによるメリットはある。

(座長)

空室状態の回避のみならず、防犯、防災の観点からも、豊島区がモデル事業として実施している取組みはよいのではないか。

(委員)

市では空き店舗情報を公開しているが、同じように空家情報を提供することを考えてはどうか。

(副座長)

住宅を借りる際の問題点として、保証人や家賃も問題であり、この部分に行政が介入していく必要がある。

(委員)

精神状態などが不安定になった場合の対応なども不安な点である

(副座長)

それについては、障がい者に対する啓発活動を通じて理解を求めていく必要がある。

(委員)

課題に対して各々の立場における役割分担を踏まえた、システム構築踏まえて骨子案を作る必要がある。

(事務局)

次の会議予定は、5月に開催される障がい作業委員会の日程が確定次第、再度調整をさせていただく。